

○滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例施行規則

平成12年3月30日

規則第12号

改正 平成12年6月28日規則第40号

平成18年3月17日規則第4号

平成18年10月25日規則第24号

平成20年3月14日規則第5号

平成25年5月22日規則第14号

平成27年12月30日規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、滝上町高齢者等日常生活用具給付等事業条例(平成12年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める用具は、別表1の1及び別表1の2の「種目」欄に掲げる用具とし、同項に規定する規則で定める対象者は、「対象者」欄に掲げる要援護高齢者等及び心身障害児(者)とする。ただし、視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

2 給付する用具を具体的に決定するに当たっては、「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」(平成3年厚生省告示第130号)及び「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」(平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長通知・児障第29号児童家庭局障害福祉課長通知・児母衛第32号母子衛生課長通知)も参考とすること。

3 条例第1条に規定する障害者等が既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表1の2及び別表1の3の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が身体障害者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であ

るものとする。

(給付等の申請)

第2条 条例第3条による給付等の申請は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1、居宅生活動作補助用具にあつては、様式第1の(2)。以下「申請書」という。）を、給付の場合にあつては、火災警報器等の日常生活用具（以下「用具」という。）の製作若しくは販売を業とする者（以下、「業者」という。）の見積書を居宅生活動作補助用具にあつては、工事図面と改修工事見積書を添えて町長に提出するものとする。

(給付等の決定)

第3条 町長は、条例第4条の規定により用具の給付等の申請があつた場合は、調査書（様式第2、居宅生活動作補助用具にあつては、様式第2の(2)）を作成するものとし、用具の給付を行うことを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書（様式第3、居宅生活動作補助用具にあつては、様式第3の(2)）及び日常生活用具給付券（様式第4、居宅生活動作補助用具にあつては、様式第4の(2)）を、貸与を決定したときは、日常生活用具貸与決定通知書（様式第5）を、用具の給付等を行わないことに決定した場合は、日常生活用具給付（貸与）却下通知書（様式第6）により通知するものとする。

(用具の給付)

第4条 条例第5条の規定による業者の選定にあつては低廉な価格で、良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を考慮して決定するものとする。

2 町長は、委託を決定したときは、日常生活用具製作・販売委託通知書（様式第7）を業者に交付するものとする。

3 条例第5条の規定により給付する用具の引き渡しは、その用具を使用する対象者の居住地において行うものとする。

(用具の貸与)

第5条 条例第6条の規定により貸与する用具の引渡しは又は引取りは、その用具を使用する対象者の居住地において行うものとする。

(費用の支払い等)

第6条 条例第7条第2項の規定による、扶養義務者等が負担する額のうち、同時に2種目以上の給付を受ける場合の扶養義務者等が負担する額は、種目毎に条例第7条第2項に掲げる額とする。

2 条例第7条第3項の規定による、用具を給付する業者への支払いは、日常生活用具給付

券を添付して行うものとする。

3 条例第7条第4項の規定による費用の請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

4 条例第7条第4項に規定する規則で定める額は、別表1の1、別表1の2及び別表1の3の「基準額」欄に掲げる額とする。

(用具の管理)

第7条 条例第8条の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部若しくは一部又は全部又は貸与物品を返還させることができる。

2 条例第6条の規定により、用具の貸与を受けた者は、用具の一部又は全部をき損し又は滅失した場合は、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。また、用具の貸与を受けた者がその用具を必要としなくなつたときは、すみやかに町長に返還しなければならない。

(給付及び貸与台帳の整備)

第8条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳(様式第8)及び日常生活用具貸与台帳(様式第9)を整備しておくものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月28日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年10月25日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月14日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月22日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月30日規則第31号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表1の1

要援護高齢者等日常生活用具

区分	種目	対象者	性能	基準額
貸与	高齢者用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等	加入電話	

別表1の2

種目	区分	対象者区分	対象者	給付条件	基準額	耐用年数
特殊寝台	給付	下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年
		難病患者等	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年
特殊マット	給付	下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹に係る障害の程度が1級の者。（常時介護を要するものに限る）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5年
		下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由） 知的障害 ※知的障害に	原則として3歳以上の児童相談所または総合相談所において知的障害児（者）として判定され障害の程度が重	失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	19,600	5年

		<p>については、下肢または体幹機能障害との重複に限る</p>	<p>度(A2)以上である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹に係る者に限る。）の程度が2級以上の者。</p>			
		難病患者等	<p>寝たきりの状態にある者</p>	<p>褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。</p>	19,600	5年
特殊尿器	給付	<p>下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）</p>	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹に係る障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る）</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。</p>	67,000	5年
		難病患者等	<p>自力で排尿できない者</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。</p>	67,000	5年
入浴担架	給付	<p>下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）</p>	<p>原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の</p>	<p>障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。</p>	82,400	5年

			者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る）。			
体位変換器	給付	下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	原則として学齢時以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）。	障害者（児）または介護者が容易に使用し得るもの。	15,000	5年
		難病患者等	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5年
移動用リフト	給付	下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者。	介護者が重度身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000	4年
		難病患者等	下肢又は体幹機能に障害のある者。	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年

訓練い す	給付	下肢（肢体不自 由） 体幹（肢体不自 由）	原則として3歳以上 の身体障害者手帳 の交付を受けた児 童であつて、下肢又 は体幹に係る障害 の程度が2級以上の 者。	原則として付属のテー ブルをつけるものとす る	33,100	5年
訓練用 ベッド	給付	下肢（肢体不自 由） 体幹（肢体不自 由）	原則として学齢時 以上の身体障害者 手帳の交付を受け た児童であつて、下 肢又は体幹に係る 障害の程度が2級以 上の者。	腕又は脚の訓練ができ る器具を備えたもの。	159,200	8年
		難病患者等	下肢又は体幹機能 に障害のある者。	腕又は脚の訓練ができ る器具を備えたもの。	159,200	8年
エア マット	給付	下肢（肢体不自 由） 体幹（肢体不自 由） 上肢（肢体不自 由）	原則として3歳以上 の身体障害者手帳 の交付を受けた者 （児）で、下肢若し しくは体幹に係る障 害が1級以上又は下 肢若しくは体幹に 係る障害の程度が2 級以上及び上肢障 害に係る程度が2級 以上で総合等級が1 級の者（常時介護を 要する者に限る）	褥瘡防止のためのもの であつて、エアーマッ トと付属機器等。	116,000	5年
入浴補 助用具	給付	下肢（肢体不自 由）	原則として3歳以上 の身体障害者手帳	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等	90,000	8年

		体幹（肢体不自由）	の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹に係る障害有し、入浴に介助を必要とする者。	を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
		難病患者等	入浴に介助を要する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
便器	給付	下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者。	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 5,400（便器に手すりをつけ	8年
		下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	原則として学齢時以上の身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者。	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	5,400	8年
		難病患者等	常時介護を要する者。	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,450 5,400（便器に手すりをつけ	8年

					た場合)	
頭部保護帽	給付	知的障害	児童相談所又は総合相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度(A2)以上である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160	3年
T字状・棒状のつえ（一本づえ）	給付	平衡機能障害 下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に障害を有する者であつて、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	4,200	3年
歩行支援用具	給付	平衡機能障害 下肢（肢体不自由） 体幹（肢体不自由）	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有するもので、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分に踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴	60,000	8年

				うものを除く。		
		難病患者等	下肢が不自由な者。	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
特殊便器	給付	<p>上肢（肢体不自由）</p> <p>知的障害</p> <p>※重複に限る</p>	<p>原則として学齢時以上の児童相談所または総合相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度(A2)以上であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が2級以上の者。</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200	8年
		上肢（肢体不自由）	18歳以上の身体障害者	足踏ペダルにて温水温風	151,200	8年

		由)	害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害に係る障害の程度が2級以上の者。	風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
		難病患者等	上肢機能に障害のある者。	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	151,200	8年
火災警報器	給付	身体障害 知的障害 精神障害	原則として学齢時以上の児童相談所又は総合相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度(A2)以上である者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で当該手帳の等級が1級の者及び身体障害者手帳の交付を受けた者であって当該手帳に身体上の障害の程度が2級以上である者として記載されている者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8年

			帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)			
		難病患者等	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	15,500	8年
自動消火器	給付	身体障害 知的障害 精神障害	原則として学齢時以上の児童相談所又は総合相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度(A2)以上である者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で当該手帳の等級が1級の者及び身体障害者手帳の交付を受けた者であって当該手帳に身体上の障害の程度が2級以上である者として記載されている者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ず	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8年

			る世帯である場合に に限る。)			
		難病患者等	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8年
電磁調理器	給付	視覚障害	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上の者 (障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
		知的障害	18歳以上の児童相談所又は総合相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度(A2)以上の者。	知的障害者が容易に使用し得るもの。	41,000	6年
歩行時間延長 信号機 用小型 送信機	給付	視覚障害	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	7,000	10年
聴覚障害者用	給付	聴覚障害	18歳以上の身体障害者手帳の交付を	音、音声などを視覚、触覚などにより知覚で	87,400	10年

屋内信号装置			受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が2級の者（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	きるもの		
透析液加湿器	給付	腎臓機能障害	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、腎臓機能に係る障害の程度が3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。	透析液を加湿し、一定温度に保つもの。	51,500	5年
		腎臓機能障害	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（じん臓機能障害に限る。）の程度が3級以上の者。	透析液を加湿し、一定温度に保つもの。	51,500	5年
ネブライザー	給付	呼吸器機能障害	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上または同程度の身体障害者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	36,000	5年

			であって、必要と認められる者。			
		難病患者等	呼吸器機能に障害のある者。	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000	5年
電気式 たん吸 引器	給付	呼吸器機能障 害	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	56,400	5年
		難病患者等	呼吸器機能に障害のある者。	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400	5年
酸素ボ ンベ運 搬車	給付	呼吸器機能障 害	18歳以上で医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000	10年
盲人用 体温計 （音声 式）	給付	視覚障害	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000	5年
盲人用 体重計	給付	視覚障害	18歳以上の身体障害者手帳の交付を	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年

			受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が2級位以上の者 (視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)			
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	給付	難病患者等	人工呼吸器の装着が必要な者。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの。	157,500	5年
携帯用会話補助装置	給付	音声機能障害 言語機能障害 肢体不自由	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で発声・発語に著しい障害を有する者。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの。	98,800	5年
情報・通信支援用具 ※障害者向けパ	給付	視覚障害 上肢障害	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害または上肢障害に係る障害の程度が2級以上の者。	視覚障害者用ワープロソフト・画面拡大ソフト・画面音声化ソフト・インテリキー・ジョイスティック等	町長が必要と認めたる額	ソフト 5年 付属機器 4年

パーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等						
点字ディスプレイ	給付	視覚障害 聴覚障害	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータ画面情報を点字等より示すことができる	383,500	6年
点字器	給付	視覚障害	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上の者。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。点筆を含むものとする。	標準型 10,400 携帯型 7,200	7年 携帯型 5年
点字タイプラ	給付	視覚障害	身体障害者手帳の交付を受けた者	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	63,100	5年

イター			(児)で視覚障害に係る障害の程度が2級以上の者(本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれている者に限る。)			
視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付	視覚障害	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上の者	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 または、 ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
視覚障害者用活字文書読上	給付	視覚障害	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号	99,800	6年

げ装置			障害に係る障害の程度が2級以上のもの	に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。		
視覚障害者用拡大読書器	給付	視覚障害	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字などを読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取り、印刷物などの上に置くことで簡単に拡大された画像（文字など）をモニターに写し出せるもの	198,000	8年
盲人用時計	給付	視覚障害	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級または2級のもの（音声時計は、手指の触覚に障害があるなどのため触読式の使用が困難な者を原則とする。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10年
聴覚障害者用通信装置	給付	聴覚障害 音声言語機能障害	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有する者（児）で、コミュニケーション、緊急連絡などの手	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり障害者（児）が容易に使用し得るもの	71,000	5年

			段として必要と認められるもの			
聴覚障害者用情報受信装置	給付	聴覚障害	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者（児）で、必要と認められるものの	映像、字幕および手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急情報などを受信し、かつ地上波放送に字幕および手話通訳を合成する機能を有するもの。	88,900	6年
人工喉頭	給付	音声言語機能障害	身体障害者手帳の交付を受けた音声言語機能障害者（児）で、喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。（笛式）	○ 5,000 ○気管カニューレ付とした場合は 8,100	4年
		音声言語機能障害	身体障害者手帳の交付を受けた音声言語機能障害者（児）で、喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。なお、電池又は充電器を含むものとする。（電動式）	70,100	5年
福祉電話	貸与	身体障害	18歳以上の難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められ	障害者が容易に使用し得るもの。	—	—

			る者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）		
ファックス	貸与	聴覚障害 音声・言語機能障害	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害に係る程度が3級以上であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの。	—
視覚障害者用ワードプロセッサ	共同利用	視覚障害	原則として学齢時以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—
点字図書	給付	視覚障害	原則として学齢児以上の視覚障害者	点字により作成された図書	町長が必要と認め

			(児)で主に情報の 入手を点字によっ て行っている者。		た額	
ストーマ装具 (蓄尿袋)	給付	ぼうこう機能 障害	身体障害者手帳の 交付を受けたぼう こう機能に障害を 有する者(児)であ つて、必要と認めら れる者。	低刺激性の粘着剤を使 用した密封型の収納袋 で尿処理用のキャップ 付とする。なお、皮膚 保護剤及び袋を身体に 密着させるものを含む ものとする。	月額 11,300	—
ストーマ装具 (蓄便袋)	給付	直腸機能障害	身体障害者手帳の 交付を受けた直腸 機能に障害を有す る者(児)であつて、 必要と認められる 者。	低刺激性の粘着剤を使 用した密封型又は下部 開放型の収納袋とす る。皮膚保護剤及び袋 を身体に密着させるも のを含むものとする。	月額 8,600	—
紙おむつ等(紙 おむつ、 洗腸用 具、サ ラシ・ガ ーゼ等衛 生用品)	給付	脳原生運動機 能障害	身体障害者手帳の 交付を受けた脳原 性運動機能障害を 有する者(児)であ り、排便、排尿の意 思表示が困難な者 であつて必要と認 められる者		月額 12,000	—
収尿器 (男性 用)	給付	下肢障害 体幹機能障害	身体障害者手帳の 交付を受けた下肢、 体幹機能等に障害 を有する肢体不自 由な者(児)であり、 排尿が困難な者で あつて、必要と認め	採尿器と蓄尿袋で構成 し、尿の逆流防止装置 をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム 製。 普通型及び簡易型	○普通型 7,700 ○簡易型 5,700	1年

			られる者			
収尿器 (女性 用)	給付	下肢障害 体幹機能障害	身体障害者手帳の 交付を受けた下肢、 体幹機能等に障害 を有する肢体不自 由な者(児)であり、 排尿が困難な者で あつて、必要と認め られる者	普通型 耐久性ゴム製採尿袋を 有するもの。 簡易型 ポリエチレン製の採尿 袋導尿ゴム管付のも の。 なお、採尿袋は20枚1 組とする。	○普通型 8,500 ○簡易型 5,900	1年
居宅生 活動作 補助用 具	給付	下肢障害 体幹機能障害 脳原性運動機 能障害	原則として3歳以上 の身体障害者手帳 の交付を受けた者 (児)で、下肢、体 幹機能または脳原 性運動機能障害(移 動機能障害に限 る。)に係る障害の 程度が3級以上のも の。(ただし、特殊 便器への取替えを する場合は上肢障 害2級以上のもの)	障害者(児)の移動等 を円滑にする用具で設 置に小規模な住宅改修 を伴うもの。	200,000	—
		難病患者等	下肢又は体幹機能 に障害のある者	難病患者等の移動を円 滑にする用具で設置に 小規模な住宅改修を伴 うもの。 足踏みペダルにて温水 温	200,000	—

様式第1（第2条関係）

日常生活用具給付（貸与）申請書

年 月 日

滝上町長 殿

〔申請者〕住所 滝上町

氏名

印

（対象者との続柄）

下記により、日常生活用具の給付（貸与）を申請します。

対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日（歳）		
	住所						
	手帳番号						
	個人番号						
	障害名					障害等級	
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考（対象者に対する介護等）		
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
給付・貸与を希望する理由							
現在の住まいの状況	住宅	1 自家 2 借家 (貸主の承諾)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしていない 4 自分でできる		排泄	1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる		
	給付・貸与を受けたい用具の名称		希望する形式規模等				
給付・貸与上特に希望する事項							
備考							

（注意）様式中、給付又は貸与の字句は不要の方を末梢する。

様式第1の(2)(第2条関係)
(居宅生活動作補助用具)

日常生活用具給付(貸与)申請書

年 月 日

滝上町長 殿

[申請者] 住所 滝上町
氏名 印
(対象者との続柄)

下記により、日常生活用具の給付(貸与)を申請します。

対 象 者	氏 名			男・女	生 年 月 日	年 月 日(歳)	
	住 所						
	手 帳 番 号	第 号		年 月 日交付			
	個 人 番 号						
	障害名					障害等級 種 級	
世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	生 年 月 日	職 業	備 考 (対象者に対する介護等)		
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
給付を希望する理由							
改修を行う住宅の住所							
改 修 工 事 内 容	区 分			居宅生活動作補助用具			
	1 手すりの取付け 2 床段差の解消 3 床材の変更 4 扉の取替え 5 便器の取替え 6 その他()			1 便器 2 手すり 3 スロープ 4 その他			
過去の日常生活用具等の給付又は貸与の状況							
区 分		給付形態	給付等年月日	給 付 等 内 容			
日常生活用具			年 月 日	無			
住宅改修費			年 月 日	無			
現在の 住まい 状況	住 宅	1 自家 2 借家	借家の 場合貸 主承諾	1 承諾 2 否	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器 1 和式 2 洋式 3 携帯用
		現在の 介護の 状況	入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともして いない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必 要 2 便器(携帯用)使 用 3 自分でできる	移 動
備 考							

(注意) 様式中、給付又は貸与の字句は不要の方を抹消する。

様式第2(第3条関係)

調 査 書

① 申請書受理番号 年 月 日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③対象者 との続柄	
④ 対象者	氏 名	男・女		生年月日		年 月 日(歳)	
	住 所						
	身体障害者 手帳番号	障害名		障害 等級		施設入所 の有・無	
⑤ 世帯員 の状況	氏 名	年 齢	対 象 と の 続 柄	課 税 状 況			
				当該年度分市 町村民税	前年度年金等 収入額	前年度所得額	備 考
				課税・非課税			
				課税・非課税			
				課税・非課税			
⑥ 世帯区分	1 被保護世帯 2 低所得1 3 低所得2 4 市町村民税 課税世帯						
⑦ 住まいの状況	1 自 家 2 借 家(貸主の承諾)						
⑧ 給付(貸与)後の 生活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動・その他該当する動作に○)			その他の状況			
	1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても全介助 4 給付しても一部介助 5 その他()			1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居)が可能になる 4 その他 ()			
⑨ 給付(貸与)の必要の有無	1 有 2 無	⑩ 給付(貸与)する (しない)理由					
⑪ 給付(貸与)する 用具名(型)		⑫ 予 定 価 格	円	⑬ 給付を受ける 者又は扶養義 務者が支払う べき額	円	⑭ 公 費 負 担 予 定 額	円
⑮ 其他特記事項							
年 月 日 [調査員] 役職名 氏 名 印							

(注意) 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消する。
2 貸与の場合には⑫～⑭欄の記載は不要であること。

様式第2の(2)(第3条関係)

(居宅生活動作補助用具)

調 査 書

① 申請書受理番号 年 月 日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者 との続柄	
④ 対象者	氏 名	男・女		生年月日		年 月 日(歳)	
	住 所						
	身体障害者 手帳番号	障害名		障害 等級		施設入所 の有・無	
⑤ 世帯員の 状況	氏 名	年 齢	対 象 者 と の 続 柄	課 税 状 況			
				当該年度分市 町村民税	前年度年金等 収入額	前年度所得額	備 考
				課税・非課税			
				課税・非課税			
				課税・非課税			
⑥ 世帯区分		1 被保護世帯		2 低所得1		3 低所得2	
						市町村民 税課税世 帯	
⑦ 住 ま い の 状 況		1 自 家 2 借 家 (貸主の 諾否)					
⑧ 施 設 入 所 の 申 請 の 有 ・ 無		1 申請して いる 2 申請して いない		⑨ 給付(貸与後 の介護の状 況 入浴・排便・ 移動の該当 する部分に ○印		1 自力で(入浴・排便・移動)ができるようになる 2 一部介助で(入浴・排便・移動)ができるようになる 3 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の一部介助が必要 4 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の全介助が必要 5 その他()	
⑩ 住 宅 改 修 費 給 付 の 必 要 の 有 無		1 有 2 無		⑪ 給 付 す る (し な い) 理 由			
⑫ 住 宅 改 修 工 事 の 内 容		⑬ 予 定 価 格		円	⑭ 給 付 を 受 け る 者 又 は 扶 養 す る 者 が 支 払 う べ き 額	円	⑮ 公 費 負 担 予 定 額
⑯ そ の 他 特 記 事 項							
		年 月 日		〔調査員〕 役職名 氏 名		印	

(注意) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

様式第3(第3条関係)

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

殿

滝上町長

さきに申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		身体障害者 手帳番号	第 号
給付する 用具名 (形式・規模 等)		納入業者名	
		納入業者の 住 所	(電話)
価 格	円	給付を受ける者又 は扶養する者が支 払うべき額	円
公 費 負担額		円	
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、滝上町長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>5 この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、滝上町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は滝上町長となります。)提起することができます。(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>		

様式第3の(2)(第3条関係)
(居宅生活動作補助用具)

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

殿

滝上町長

さきに申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		身体障害者 手帳番号	第 号
改修する住宅の住所			
住宅改修の内容及び給付する居宅生活補助用具名		業者名	
		業者の住所 (電話)	
価格	円	給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円
注意事項	<p>1 住宅改修は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、すみやかに支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p> <p>4 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、滝上町長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>5 この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、滝上町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は滝上町長となります。)提起することができます。(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>		

様式第4(第3条関係)

日常生活用具給付券

① 給付番号	第	号	② 給付券発行年月日	年	月	日
② 対象者氏名			④ 生年月日	年	月	日
⑤ 居住地	滝上町					
⑥ 扶養する者氏名			⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する用具名 (型式・規模等)	⑨ 価	格	⑩ 給付を受ける者又は 扶養する者が支払う べき額	⑪ 公費負担額		
		円		円	円	
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者の 住所	(電話)		
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に 提示する期限	年	月	日	業者の公費 支払請求期限	年
						月
						日
上記のとおり決定する。						
年 月 日						
滝上町長						

⑮ 業者が納付した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養する者 より受領した額	⑰ 受領業者及び年月日
年	円	年
月		月
日		日
⑱ 用具受領者 氏名印	⑲ 検取者	職名
	印	氏名
⑳ その他 特記事項		

(注意) 本表の①～⑭⑱は町、⑮～⑰は納付した業者が、⑱は受領者が記入する。

様式第4の(2)(第3条関係)
(居宅生活動作補助用具)

日常生活用具給付券

① 給付番号	第	号	② 給付券発行年月日	年	月	日		
③ 対象者氏名			④ 生年月日	年	月	日		
⑤ 居住地	滝上町							
⑥ 扶養する者氏名			⑦ 対象者との続柄					
⑧ 住宅改修工事の内容	⑨ 価	格	⑩ 給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	⑪ 公費負担額				
		円		円	円			
⑫ 業者名			⑬ 業者の住所	(電話)				
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年	月	日	業者の公費支払請求期限	年	月	日
上記のとおり決定する。								
年 月 日								
滝上町長								

⑮ 改修工事の完了した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養する者より受領した額	⑰ 受領業者及び年月日
年 月 日	円	年 月 日 印
⑱ 住宅改修費給付対象者氏名印	記入年月日 年 月 日 印	⑲ 確認者 職名 氏名 印
⑳ その他特記事項	確認年月日 年 月 日	

(注意) 本表の①～⑭⑱は町、⑮～⑰は納付した業者が、⑱は受領者が記入する。

様式第5(第3条関係)

日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日

殿

滝上町長

さきに申請のありました日常生活用具につきまして、次のとおり決定になりましたので通知します。

貸与番号	第 号	貸付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		手帳番号	第 号
貸与する用具名 (型式規模等)			
注 意 事 項	1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸付又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 2 用具の一部又は全部を、き損し又は滅失した場合には、ただちに町長にその状況を報告し、その指示に従って下さい。 3 用具を必要としなくなつたときは、速やかに町長に申し出て下さい。 4 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、滝上町長に対して異議申立てをすることができます。 5 この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、滝上町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は滝上町長となります。)提起することができます。(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)		

様式第6(第3条関係)

日常生活用具給付(貸与)却下決定通知書

年 月 日

殿

滝上町長

年 月 日に申請のありました日常生活用具の給付・貸付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので御承知下さい。

記

(却下の理由)

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、滝上町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、滝上町を被告として(訴訟において市町村を代表する者は滝上町長となります。)提起することができます。(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第7(第4条関係)

日常生活用具製作・販売委託通知書

年 月 日

殿

滝上町長

次のとおり日常生活用具の製作・販売を貴所に委託することになりましたので通知します。
対象者から日常生活用具給付券の提示がありましたら、給付券に記載された用具の製作・
販売を行って下さい。

なお、用具の引渡し(改修工事)が終了しましたら支払請求を速やかに行われますようお願いいたします。

記

番号	居住地	氏名	用具名及び 住宅改修 工事の内容	費用区分(円)		
				公費	自費	委託額

様式第1 (第2条関係)

様式第1の(2) (第2条関係)

様式第2 (第3条関係)

様式第2の(2) (第3条関係)

様式第3 (第3条関係)

様式第3の(2) (第3条関係)

様式第4 (第3条関係)

様式第4の(2) (第3条関係)

様式第5 (第3条関係)

様式第6 (第3条関係)

様式第7 (第4条関係)

様式第8 (第8条関係)

様式第9 (第8条関係)